

令和6年能登半島地震により被災されたお客さまに対する 電気料金等の特別措置について

このたびの地震により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。
当社は、このたびの地震により災害救助法が適用された地域およびその隣接する地域の皆さまを対象に電気料金の支払い期日の延長などの特別措置を実施させていただきます。特別措置をご希望されるお客さまは、大変恐れ入りますが、当社へお電話にてお申込みいただきますようお願い申し上げます。

1. 電気料金の特別措置の適用対象

以下のお客さまが対象となります。

- ・災害救助法が適用された地域およびその隣接する地域の被災されたお客さまで、当社と低圧電気のご契約をいただいているお客さま（当社が直接、電気料金を請求しているお客さまに限ります。）

なお、特別措置の適用地域は、2024年1月1日に国の定める災害救助法の適用地域およびその隣接する地域となります。詳細は別紙（当社による電気料金等の特別措置対象地域）をご覧ください。
※災害救助法の適用地域に関する最新情報については、「内閣府発表災害救助法の適用状況」をご覧ください。

2. 電気料金の特別措置のお申込み方法

電気料金の特別措置をご希望されるお客さまは、1月16日（火）から2月29日（木）までの間の受付時間中に、以下の連絡先までご連絡いただきますようお願いいたします。

ENEOS株式会社 電気特別措置 専用窓口 電話番号 0120-130-340 IP・国際電話などからは0422-35-6521 （受付時間：午前9時～午後5時 [日曜日祝日除く]）
--

3. 電気料金の特別措置の内容

(1) 電気料金のお支払期日の延長

2024年1月分の電気料金を対象として、お支払期日を1ヵ月間延長いたします。
ただし、請求金額が確定しており、1月分の支払い期日の延長ができない場合は、2024年2月分のお支払い期日を1ヵ月間延長いたします。予めご了承ください。

(2) 被災にともない電気を全く使用されない場合の基本料金の免除

被災にともない、2024年1月分のご使用電力量（キロワット時）が0キロワット時である場合には、2024年1月分の電気料金を対象として、基本料金を免除いたします。ただし、請求金額が確定しており、1月分の基本料金の免除ができないお客さまは、2024年2月分を対象といたします。なお、基本料金の免除につきましては、対象月の翌月以後の電気料金から控除させていただきます。

4. その他

電気料金の特別措置(1)を適用した場合、1月分の電気料金を2月分以後の電気料金と合算（2月分の電気料金の場合は、3月分以後の電気料金といたします。）してご請求させていただく場合がありますので、予めご了承ください。

当社による電気料金の特別措置対象地域（1月1日時点）

災害救助法が適用された地域およびその隣接する地域の被災されたお客さまで、当社と低圧電気のご契約をいただいているお客さま（当社が直接、電気料金を請求しているお客さまに限ります。）を対象といたします。

■ 対象地域

（1）災害救助法が適用された地域

災害救助法 適用都道府県	災害救助法適用市町村
富山県	富山市、高岡市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、中新川郡舟橋村、中新川郡上市町、中新川郡立山町、下新川郡朝日町
石川県	金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡志賀町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町
福井県	福井市、あわら市、坂井市
新潟県	新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、加茂市、見附市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、南魚沼市、三島郡出雲崎町

（2）災害救助法が適用された地域に隣接する地域

都道府県	市区町村
富山県	魚津市、下新川郡入善町
石川県	野々市市、能美郡川北町
福井県	大野市、勝山市、鯖江市、越前市、吉田郡永平寺町、今立郡池田町、丹生郡越前町
岐阜県	飛騨市（神岡町および宮川町の一部）
新潟県	新発田市、小千谷市、十日町市、阿賀野市、魚沼市、北蒲原郡聖籠町、西蒲原郡弥彦村、南蒲原郡田上町、東蒲原郡阿賀町、南魚沼郡湯沢町、刈羽郡刈羽村
福島県	南会津郡只見町

※災害救助法適用地域は、内閣府による「災害救助法の適用都道府県」に準じて更新されますので、最新情報については、「内閣府発表 災害救助法の適用状況」をご参照ください。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

以 上